平成２４年（フ）第１７５号
広島市佐伯区藤の木４丁目16番25号
債務者　田原　俊明
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８号
愛媛県松山市萱町４丁目６番地15　富士第六ビル101号
債務者　原　　國光
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
愛媛県四国中央市中之庄町380番地　中之庄団地４番４号、前住所愛媛県四国中央市寒川町2272番地の18
債務者　篠原　浩二
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２５号
愛媛県西条市周布1651番地３
債務者　村上由美子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５４号
高知県高岡郡佐川町東組1391番地２
債務者　麻田　千明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１号
高知県室戸市羽根町乙3210番地１
債務者　川村　隆二
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第６号
高知県安芸市桜ケ丘町3154番地１　県営住宅桜ヶ丘団地12号
債務者　今村　　瞳
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第８号
高知県安芸郡北川村大字宗ノ上164番地
債務者　濱渦　純子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
福岡県飯塚市大分785番地１
債務者　藤田　初弥
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１６号
福岡県飯塚市平恒209番地１　綜合団地７―３、住民票上の住所福岡県飯塚市忠隈491番地１
債務者　北原　信行
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４０４号
福岡県久留米市国分町365番地87
債務者　中井　千束
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３５号
福岡県久留米市野伏間１丁目11番８―205号、前住所福岡県久留米市野伏間１丁目11番11号レオパレス２番館202号
債務者　桑野さやか
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７号
福岡県三潴郡大木町大字横溝1826番地
債務者　梅崎　咲子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
福岡県田川郡福智町赤池919番地
債務者　桑野　聡美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２２号
福岡県田川市大字伊田1496番地１　一ノ谷サワ子方、住民票上の住所福岡県飯塚市明星寺25番地３　方書県営明星寺団地３棟323号
債務者　前田　弥生
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２７号
福岡県田川郡香春町大字柿下612番地１
債務者　田中　太一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２９号
福岡県田川市大字伊加利922番地
債務者　岡口　光美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所田川支部